

# **国民生活安定緊急措置法施行令の改正について**

**令和2年5月22日**

**厚生労働省、財務省（国税庁）、経済産業省、消費者庁**

# 1. 改正の背景

- アルコール消毒液について、本年 3月14日以降、ネット販売サイト運営事業者に対して出品・販売の自粛を要請など転売対策を実施してきたが、依然として転売事例が多数存在。
- 緊急事態宣言の解除に伴い、営業を再開する店舗等においてアルコール消毒製品への需要拡大にしっかり応えていく必要。メーカー各社は大幅な増産に取り組んでいるが、転売事例が存在する状況においては、不適切な購入が継続し、結果として、一般の方々のアルコール消毒製品へのアクセスに問題が生じるおそれ。
- 経済活動の円滑な再開のため、アルコール消毒製品の転売規制を導入する。

【転売規制の対象とする製品】（既に規制対象となっている衛生用マスクに追加）

- ・消毒等に使用されることが目的とされているアルコール製品（医薬品、医薬部外品、その他） <4頁参照>

【転売行為の定義】

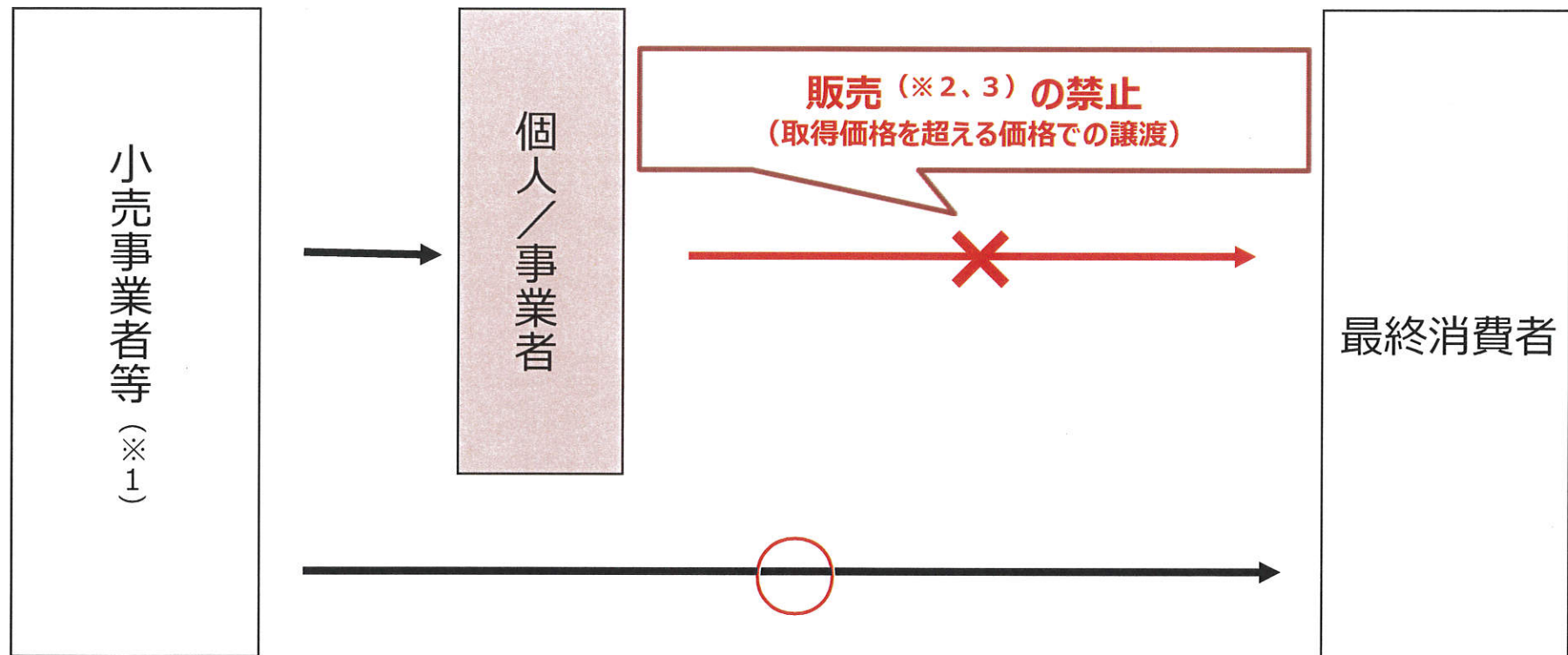
- ・改正なし（衛生用マスクと同様）

【今後のスケジュール】

- 5月22日（金）（本日） 閣議決定  
公布（即日）
- 5月26日（火） 施行

※注 5月26日以降に締結された売買契約に基づく「譲渡」が処罰対象となる（5月25日以前に締結された売買契約に基づく、5月26日以降の「譲渡」は処罰対象外）。

## 2. 規制対象となる行為



- ※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む
- ※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為。
- ※3 小分け行為も規制対象。

- 対象：アルコール消毒製品
- 違反者に対しては一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金



### 3. 政令改正後の規制対象※1

	規制対象	通常は規制対象外
<p><b>医薬品、医薬部外品</b>            (エタノール、その含有製品(濃度は問わない)であって消毒等に使用されることが目的とされているもの※2が規制対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消毒用エタノール</li> <li>● 手指消毒液</li> <li>● 消毒用タオル</li> <li>● エタノール含浸綿</li> <li>● 殺菌消毒薬</li> <li>● ハンドソープ</li> </ul> <p>等</p> <p>※エタノール含有しない消毒製品は規制対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口中清涼剤</li> <li>● 体臭防止剤</li> <li>● 育毛剤</li> <li>● 薬用シェーブローション</li> </ul> <p>等</p>
<p><b>高濃度エタノール含有製品</b>            (医薬品、医薬部外品以外)            (濃度60 vol%以上のアルコール又はその含有製品であって消毒等に使用されることが目的とされているもの※2が規制対象)</p>	<p>&lt;エタノール濃度が60vol%以上かつ除菌等製品※2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品添加物(一部のエタノール製剤)</li> <li>● 除菌製品(除菌ジェル、除菌シート、除菌タオルなど)</li> <li>● 酒類(一部のスピリッツなど)</li> <li>● 酒類に不可飲処置を施したもの</li> </ul> <p>等</p>	<p>&lt;エタノール濃度が60vol%未満の製品&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 空間用消臭剤</li> <li>● 掃除用シート</li> </ul> <p>等</p> <p>&lt;除菌等以外の用途の製品※2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 古酒</li> <li>● 香水</li> <li>● 工業用洗浄剤</li> </ul> <p>等</p>

※1 あくまでも参考として示したものであり、ここに掲示されていない物が規制対象(規制対象外)となるわけではない。

※2 消毒、殺菌、除菌、抗菌等に使用されることが目的とされているもの。実際に転売規制の対象であるか否かは、当該製品上の表示のほか、当該製品の製造事業者、小売事業者又は転売行為者の宣伝・広告の内容、又は、社会通念によって判断される(例えば、表示がないものでも度数60度以上の酒類は規制対象)。逆に、香水、有機溶剤等や酒類であっても古酒のように、消毒等の使用目的でないことが明らかである場合、高濃度アルコールを含有する場合も通常は規制対象とならない。



## (参考1) アルコール消毒液に関するネット販売サイト運営事業者への要請

- 2020年2月28日

ネット販売サイト運営事業者に対して、マスクと消毒液について、3月14日以降当分の間、オークションの自粛、通常電子商取引における適正価格・小ロットでの販売を要請。

- 2020年4月2日

消毒液について、BtoB、BtoC市場に流れる代表製品の製品名をネット販売サイト運営事業者に提示し、高額販売・転売対策を要請。

- 2020年5月1日

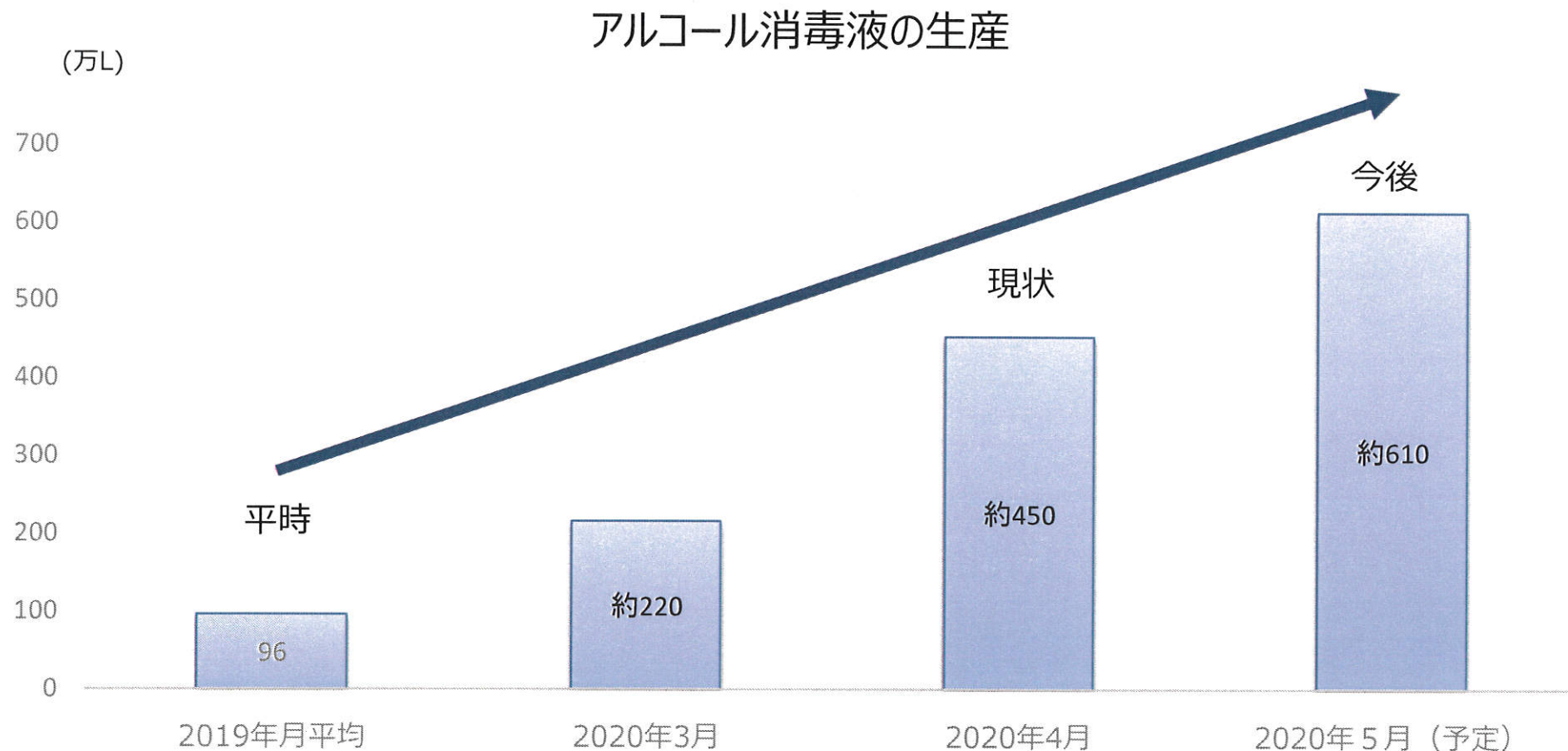
メルカリが消毒液や除菌シート等の出品禁止を公表。

- 2020年5月4日

Yahoo!がヤフオクやPayPayフリマでの消毒液や除菌シート等のオークション形式での出品の禁止や出品者に対する適正価格・小ロットでの出品の要請を公表。

## (参考2) 当面のアルコール消毒液需給の見通しについて

- 新型コロナウイルスの発生を受け、消毒液の大幅な増産を実施するも、品薄状態が継続。
- そのため、政府としては、医療機関、介護施設等に対して優先的に消毒液を供給するスキームを構築。4月には要望に対して全量を供給。
- しかしながら、市中では依然として品薄で、インターネット経由の転売が横行。





## (参考3) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

- 経団連をはじめ多くの業種別ガイドラインにおいて、手指消毒に言及。

### ■ 経団連（オフィス、製造事業場）

#### （４）勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、**水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。**

オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン：[https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040\\_guideline1.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html)

製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン：[https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040\\_guideline2.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.html)

### ■ 日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会（外食業）

#### 3. お客様の安全

##### 1) 入店時

- 店舗入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示する。また、店舗入口や手洗い場所には、**手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。**

##### 6) デリバリーサービス

- 料理の受渡しは必ず**手指を消毒してから行う。**

外食業の事業継続のためのガイドライン：[http://www.jfnet.or.jp/contents/files/safety/FSguideline\\_20514.pdf](http://www.jfnet.or.jp/contents/files/safety/FSguideline_20514.pdf)